

○南九州市マイホーム取得支援補助金交付要綱

平成21年 3 月 31 日

告示第50号

南九州市住宅取得補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第96号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この告示は、本市に移住定住を希望する者の住宅希求に対応し、定住化の促進、自治会及び市内経済の活性化を図るため、本市内において住宅の取得を行う者に対し、市がマイホーム取得支援補助金（以下「補助金」という。）を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- （1） 移住定住 永住を前提として本市に住民登録をし、かつ、生活の本拠を本市に有することをいう。
- （2） 住宅 1戸建て住宅、共同住宅、店舗付き住宅であつて、居住用として機能を有しているもので延床面積40平方メートル以上のものをいう。ただし、プレハブ等の簡易な住居は除くこととする。
- （3） 住宅の取得 住宅を建築し、又は購入する（本人又は配偶者とその父母との売買契約を除く。）ことをいう。
- （4） こども 義務教育を修了するまでのこどもをいう。
- （5） 子育て世帯 申請日において、こどもを有し、生計を一にする世帯をいう。
- （6） 市外居住者 本市外に1年以上居住し、かつ、本市内に転入しようとする者又は転入後60日以内のものをいう。
- （7） 指定市有地 市長が移住定住の促進に活用することを指定した市有地をいう。

（補助金の交付要件）

第3条 補助金は、本市に移住定住することを目的として住宅の取得を行う者で、次の各号のいずれにも該当するものに交付する。

- （1） 自治会に加入し、自治会活動に協力しようとする者
- （2） 住宅の取得後、速やかに当該住宅に入居し、引き続き5年以上居住しようとする者
- （3） 現に本市内において、維持管理を行っている住宅を所有していない者
- （4） 住宅の移転補助又は移転補償の対象となった住宅の代替えとして住宅の取得をしようとするものでない者

(5) 住宅の取得に係る経費（土地代は除く。以下「住宅取得経費」という。）が、200万円以上であること。

(6) 令和3年4月1日以降に、所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した住宅を有する者

(7) 合併前の川辺町住宅取得資金利子補助金交付要綱（平成6年川辺町告示第25号）の規定による利子補助金，合併前の川辺町住宅取得補助金交付要綱（平成11年川辺町告示第31号）の規定による補助金，合併前の颯娃町定住促進条例を廃止する条例（平成18年颯娃町条例第15号）の規定による補助金，南九州市住宅取得補助金交付要綱（平成19年南九州市告示第96号）による補助金，南九州市住み替え住宅リフォーム補助金交付要綱（令和2年南九州市告示第219号）による補助金又はこの告示による補助金を受けたことのない者（補助金の額）

第4条 補助金の額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 住宅を新築又は新築建売住宅を購入した場合 30万円

(2) 中古住宅を購入した場合 30万円

2 前項第1号において、本市内に本社を有する建築業者等と工事請負契約又は住宅売買契約（中古住宅を除く。）を締結して住宅を取得をした場合は、20万円を加算する。

3 第1項第1号及び第2号において、子育て世帯の場合は、申請日において生計を一にすることも1人当たり10万円を加算する。

4 第1項第1号及び第2号において、売買契約により市が分譲する住宅団地又は指定市有地を購入した場合は、土地売買代金の1割を加算する。

5 第1項第1号及び第2号において、20メートルを超える給水管の引込み工事を行った場合、当該工事費用の2分の1の額を加算する。ただし、加算する額は30万円を限度とする。

6 補助金の額に1万円未満の端数が生じる場合は、これを切り捨てる。

（補助金の交付申請）

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、住宅及び土地の所有権保存登記又は所有権移転登記を完了した日から1年以内に、マイホーム取得支援補助金交付申請書（第1号様式）に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

(1) 工事請負契約書又は住宅売買契約書の写し

(2) 土地売買契約書の写し

(3) 住宅取得経費及び土地購入費並びに給水管布設工事の領収書の写し

(4) 建物及び土地の全部事項証明書の写し

(5) 住宅の全景写真

- (6) 世帯全員の住民票の写し
- (7) 位置図、配置図、平面図及び立面図
- (8) その他市長が必要と認める書類

2 前項に定める交付申請期限において、土地の所有権移転登記を完了した日から1年以内とあるのは、市が分譲する住宅団地又は指定市有地においては5年以内とする。

(補助金の交付決定及び確定)

第6条 市長は、補助金の交付申請があった場合は、その内容を審査し、補助金を交付することが適当であると認めたときは、補助金の交付決定及び額の確定を行い、申請者にマイホーム取得支援補助金交付決定兼確定通知書（第2号様式）により通知する。

(補助金の請求)

第7条 補助対象者は、補助金の請求をしようとするときは、マイホーム取得支援補助金交付決定兼確定通知書の写しを添えて、市長にマイホーム取得支援補助金交付請求書（第3号様式）を提出しなければならない。

(補助金の返還)

第8条 市長は、虚偽の申請により補助金の交付を受けたと認めるとき又は補助金の交付を受けた者が第3条第1号及び第2号に規定する要件の履行ができなくなったときは、補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。この場合において、返還額は、補助金の額から、補助金の額に入居年数（1年未満の端数が生じる場合は切り捨てるものとする。）を5で除した数を乗じて得た額を差し引いた額（1万円未満の端数はこれを切り捨てる。）とする。

(補助金の返還免除)

第9条 市長は、補助金の交付を受けた者が天災等真にやむを得ない事情により第3条第2号に規定する要件を履行できなくなったと認めるときは、補助金の返還を免除することができる。

2 補助金の返還免除を受けようとする者は、マイホーム取得支援補助金返還免除申請書（第4号様式）に理由書及び関係書類を添えて、市長に提出しなければならない。

3 市長は、マイホーム取得支援補助金返還免除申請書の提出があった場合はその内容を審査し、補助金の返還免除を行うことが適当であると認めたときは、当該申請をした者にマイホーム取得支援補助金返還免除通知書（第5号様式）により通知する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日の前日までに、南九州市住宅取得補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお、従前の例による。

附 則（平成22年2月8日告示第20号）

この告示は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成22年9月16日告示第140号）

この告示は、平成22年9月16日から施行し、改正後の南九州市移住定住促進対策補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則（平成25年12月28日告示第185号）

この告示は、平成26年4月1日から施行し、改正後の南九州市移住定住促進対策補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日以降の交付申請分から適用する。

附 則（平成29年1月5日告示第2号）

この告示は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年12月1日告示第218号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日までに、南九州市移住定住促進対策補助金交付要綱の規定によりなされた手続その他の行為は、なお従前の例による。

附 則（令和3年4月1日告示第77号）

(施行期日)

- 1 この告示は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の際現に提出されている改正前の各要綱の規定に基づいて提出されている様式（次項において「旧様式」という。）は、改正後の各要綱の規定による様式とみなす。
- 3 この告示の施行の際現にある旧様式については、当分の間、所要事項を調整して使用することができる。

附 則（令和5年3月28日告示第63号）

(施行日)

- 1 この告示は、令和5年4月1日から施行する。

(適用)

- 2 この告示による改正後の規定は、令和5年4月1日以降に所有権保存登記又

は所有権移転登記を完了した住宅であって、前項の施行日以降に交付申請のあったものに適用することとし、それ以外のものは、なお従前の例による。

附 則（令和 7 年 3 月 13 日告示第 37 号）

この告示は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（令和 8 年 3 月 19 日告示第 63 号）

（施行期日）

1 この告示は、令和 8 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この告示による改正後の規定は、令和 8 年 4 月 1 日以降に建物の工事請負契約を締結し、かつ、所有権の保存登記又は所有権の移転登記を完了した住宅に係る交付申請について適用し、同日前に当該契約を締結したもの又は同日前に当該登記を完了したものに係る交付申請については、なお従前の例による。